

## こんな症状はありませんか？

悩みごとや困りごと、  
どんまいネットがお手伝いします！

無料  
相談

お気軽にお電話ください。  
☎090-2973-1180

場所が  
わからなく  
なる

約束を  
忘れる

浪費  
する

気が  
散りやすい

同じことを  
何度も聞く

「高次脳機能障害」あるいは  
「若年性認知症」かもしれません。

複数の  
ことを  
同時進行  
できない

新しい  
出来事を  
覚えられない

意欲が  
ない

## 高次脳機能障害 & 若年性認知症 支援ネットワーク

一般社団法人どんまいネットみやぎでは  
宮城県内各圏域で相談をできるよう  
下記のような相談支援ネットワークをつくりました。  
高次脳機能障害、若年性認知症の方の  
ご相談をお受けいたします。

### ● 就労支援センター ほっぷ

☎ 022-797-8801

〒980-0014 仙台市青葉区本町1-2-5 第三志ら梅ビル4階

### ● 就労サポートセンター とれいん

☎ 0226-25-9123

〒988-0042 気仙沼市本郷11-10

### ● 就労支援センター つなぐ

☎ 0220-23-9825

〒987-0511 登米市迫町佐沼字錦130-1

一人で抱えこんで  
悩んでいませんか？  
まずはご相談を！  
相談料はかかりません。



## どんまいネット 相談支援センター

〒980-0014 仙台市青葉区本町1-2-5 第3志ら梅ビル4階  
(特定非営利活動法人ほっぷの森内)

☎ 090-2973-1180

Tel: 022-797-8801 Fax: 022-797-8802

[mail] info@donmainet.com [web] www.donmainet.com

事務局

## 高次脳機能障害 & 若年性認知症

# どんまいネット 相談支援センター

どんまいネットみやぎ



宮城高次脳機能障害連絡協議会

一般社団法人 **どんまいネットみやぎ**

☎ 090-2973-1180

## 相談支援センターとは？

障がいのある方ご本人、ご家族等からの相談に応じて、福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言などを行う事業所です。

ご本人の望む生活全体のプランとしての「サービス等利用計画」の作成等を通じて、ご本人の自立生活支援を、地域の様々な資源を活用しながら行います。

どうしたらいいの？



- まずお電話ください。  
☎090-2973-1180

費用はかかるの？

- 基本的に **無料** です。



## どんまいネット 相談支援センター 基本方針

- 何の障がいかわからない方もご相談ください。
- ご利用者の様々な権利を尊重します。
- ご利用者一人ひとりの想いや困りごとを伺い、将来の夢など、ニーズに合わせて対応します。
- 本人の身になって共に作りあげていきます。

## どこに相談していいかわからずに一人で抱え込んでいませんか？

交通事故にあつてから、あるいは脳梗塞等の病気をしてから、行動や話すことがどこかおかしい、今までは別人ようになってしまった…………… それは、もしかして **高次脳機能障害** かもしれません。まだそんな高齢でもないのに、物忘れがひどく、簡単な計算もできなくなった、無気力になったり、怒りっぽくなったり、人格が変わったみたい…………… それは、もしかして **若年性認知症** かもしれません。高次脳機能障害や若年性認知症の診断が下された時、どこへ相談したらいいかわからない…というのが実情ではないでしょうか？一人で悩んでいませんか？ 家族だけで抱えこんでいませんか？ 病気のこと、今後のこと、気持ちのつらさ、ご本人やご家族が直面している様々な悩みや不安を話してみませんか？



## ご相談をお受けし、福祉、医療、行政、労働などの関係機関と連携しながらサポートします。

本事業所は、精神障害者の特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修課程、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した常勤の相談支援専門員を1名配置しています。

### 指定一般相談支援事業

病院や障がい者支援施設等から地域生活への移行を希望される方に対し、地域移行支援計画を作成したうえで、地域にある障がい福祉サービスの体験利用や一人暮らしに向けた体験宿泊、家を探すお手伝い等の支援をします。

地域生活へ移行した方や、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活（一人暮らし）に不安が多い方等に、安心した生活ができるようにサポートします。

### 指定特定相談支援事業

障がいのある方の「望む生活」のための相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の他、必要な便宜を提供します。障がい福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、継続的に状況確認を行う等の支援を行います。

### 障害児相談支援事業

障がいのあるお子さんが障がい児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、継続的に、そのお子さんにあっているかどうか計画の見直しをしていきます。